

グローバルポリシー

グローバルな知的財産政策

文書所有者 アンナ・ロンバーグ

バージョン v3

取締役会にて採択 2024年6月19日

1. 概要

このグローバルポリシーは、イノベーション、技術、ノウハウ、企業秘密を含む（ただしこれらに限定されない）ゲティンゲの知的財産を保護し、促進し、価値を高めるために、私たちがどのように行動すべきかについて定めたものです。また、他者の知的財産を尊重するために、私たちがどのように行動すべきかを述べています。

2. 定義

本グローバルポリシーにおいて、以下の用語は以下の意味を有する：

知的財産 (IP) 例えば、発明（特許の有無を問わない）、営業秘密を含むノウハウ、特許権、著作権、意匠権、商標権、および登録の有無を問わない類似の権利、およびこれらの権利行使に関する権利など。

知的財産・デジタル法チーム 様々な技術的背景と専門知識を持つ特許技術者、弁理士、弁護士、パラリーガルで構成される知的財産に関するゲティンゲのグローバルサポート部門。

ゲティンゲ IP すべてのゲティンゲ IP（上記で定義）。

3. 範囲と目的

本グローバルポリシーは、すべてのゲティンゲ社、その子会社、および共同事業（以下、総称して「ゲティンゲ」）に対して有効であり、ゲティンゲの敷地内またはゲティンゲの指示の下で働く、当社のすべての従業員および取締役、ならびにコンサルタントおよび代理店要員（本グローバルポリシーではすべて「従業員」と呼びます）に適用されます。

このグローバル・ポリシーの主な目的は以下の通りである：

- ゲティンゲの主要なイノベーション、発明、技術、企業秘密を含むノウハウ、著作権、その他すべてのゲティンゲの知的財産を保護する。
- ゲティンゲが他者の知的財産を尊重するようにすること
- ゲティンゲの製品およびサービスを制限なく運営、製造、販売促進、販売、流通させる自由を確保する。
- 不利な法的問題やゲティンゲの評判の失墜につながりかねない状況を回避する。

4. 原則

4.1 コミットメントと期待

ゲティンゲの知的財産は非常に価値の高い資産です。しかし、これらが悪用されたり、不適切に開示されたりすると、その価値は失われたり、損なわれたりする可能性があります。

すべての従業員は、ゲティンゲの知的財産を保護し、保護するために適切な行動をとり、常にこのグローバルポリシーの主要目的を尊重し、これに従わなければなりません。

ゲティンゲは他者の知的財産を尊重し、必要に応じて知的財産を守るための行動を取ることを約束します。

私たちはすべての従業員に期待しています：

- ゲティンゲの企業秘密、発明、または設計を慎重に保護し、特別に許可された場合を除き、公開または開示しないでください、
- 他者の知的財産権によって保護された素材を尊重し、承認や第三者の許可なしに使用しないこと、
- アクセスした機密情報および/または知的財産を適切に扱い、不適切な開示から保護し、許可された方法でのみ使用すること。情報が第三者に帰属する場合は、使用または開示に関する合意を含め、当該第三者とのあらゆる合意に従うこと。
- ゲティンゲ IP または第三者の許可されていない使用が疑われる場合または疑惑がある場合は、IP & Digital Law Team に報告すること。

4.2 IP マネジメント

ゲティンゲの各事業は、自社のイノベーション、技術、企業秘密を含むノウハウ、その他の知的財産を保護し、そのようなイノベーションと技術を含むゲティンゲの製品とサービスを制限なく運営、製造、宣伝、販売、流通する自由を確保する責任があり、知的財産・デジタル法務チームと緊密に連携して、自社の知的財産を管理し保護するものとします。

すべてのゲティンゲの従業員は、ゲティンゲの知的財産に影響を与える可能性のある活動（ゲティンゲの知的財産の創造、開発、調達、維持、有効性、所有権、移転、権利行使、およびゲティンゲの知的財産に関連する第三者との紛争に関連する活動を含む）に関連して、知的財産・デジ

タル法務チームと協議し、協力するものとします。あるゲティンゲの事業による知財関連の決定は、別のゲティンゲの事業に影響を与える可能性があります。従って、ゲティンゲの各事業者は、知的財産・デジタル法務チームから独立した立場で知的財産関連の決定を行う前に、知的財産・デジタル法務チームと慎重に協議し、協力しなければなりません。

知財・デジタル法務チームは、ゲティンゲの知財ニーズをサポートするため、社外法律顧問（「OLC」）を任命し、協力することがあります。IP&デジタル法務チームのみが、IP 案件に関して OLC を選択、保持、認可、および管理することができます。

すべてのゲティンゲの人事部門は、従業員、コンサルタント、および経営陣との関係において、ゲティンゲとの関係を説明するそれぞれの契約書に十分な知的財産に関するトピックが取り上げられていることを確認することに関して、知的財産・デジタル法務チームと全面的に協力することが期待されています。現地の規則や法律で認められている範囲において、このような契約はすべて、関連する個人が（i）現地の従業員報酬要件を尊重しつつ、ゲティンゲ在籍中に開発した知的財産権の所有権をゲティンゲに効果的に伝達すること、（ii）ゲティンゲが当該知的財産権に対する権利と所有権を完全なものにできるように、ゲティンゲに協力すること（例えば、必要なすべての書類の締結を含む）、（iii）ゲティンゲ在籍中に行った業務や作成した知的財産に、以前の雇用主の機密情報を統合することを防止することを保証する必要があります、（iv）ゲティンゲの機密情報を、ゲティンゲとの雇用の範囲および期間外の活動で使用することを防止すること、（v）雇用終了後、ゲティンゲに協力し、ゲティンゲ在籍中に着想または作成された知的財産権を完全なものにするためにゲティンゲを支援すること、（vi）ゲティンゲを退職する際には、ゲティンゲの機密資料および専有資料に加え、ゲティンゲ在籍中に作成または取得したすべての成果物を返却および破棄すること。

4.3 ゲティンゲ IP ポートフォリオ

ゲティンゲの知的財産の出願、起訴、維持、表示、ポートフォリオ管理は、知的財産・デジタル法務チームが担当し、関連する知的財産指令や指示に従います。ゲティンゲの各事業部門は、知的財産と戦略的かつ積極的に協力し、ゲティンゲの知的財産ポートフォリオを見直し、評価し、更新するために、知的財産・デジタル法務チームと密接かつ定期的に交流し、定期的な知的財産管理会議に参加するものとします。

4.4 知的財産に関わる取引と協力

ゲティンゲの従業員は、（i）ゲティンゲの知的財産に重大な影響を与える、（ii）ゲティンゲの製品、サービス、または事業に関連する知的財産の開発または調達に関わる、（iii）ゲティンゲの知的財産または第三者の知的財産のライセンスまたは譲渡に関わる、（iv）ゲティンゲが知的財産関連の責任および損害賠償にさらされる、および/または（v）知的財産紛争に関連する取引および協力について、知的財産・デジタル法務チームに相談するものとします。

知的財産・デジタル法務チームは、取引および/または協力・契約が最終決定される前に、知的財産に関する条項を検討・承認し、必要に応じて契約交渉に参加する。

4.5 ゲティング IP に関する社外広報

ゲティングの従業員は、社外向けまたは第三者向けのコミュニケーションで、ゲティングの知的財産に言及または参照する場合、知的財産・デジタル法務チームに相談するものとします。知的財産・デジタル法務チームは、このような通信の文言を検討し、承認します。また、ゲティングの従業員は、IP & Digital Law チームと協力して、ゲティングの製品および製品パッケージの IP マーキングがゲティングの IP 指令に準拠していることを確認するものとします。

4.6 知的財産権の行使と紛争

ゲティングは、その正当な事業上の利益を保護するため、適切と思われる場合には知的財産権を行使します。ゲティングの知的財産または第三者の知的財産に関連する知的財産の異議申し立てやその他の行政訴訟、紛争、ライセンス要求、強制執行、訴訟は、特に注意して取り扱わなければならない。常に知的財産・デジタル法務チームの指示を仰がなければなりません。このような手続きは、知的財産・デジタル法務チームの関与なしに開始されることはありません。知的財産・デジタル法務チームは、排除措置命令書の受領、侵害、異議申立、不正流用または不正使用の申し立てなど（ただしこれらに限定されない）、知的財産をめぐるあらゆる敵対事項について直ちに通知され、これを指揮しなければならない。知的財産権に関する紛争に関連する知的財産権・デジタル法務チームとのやり取りは、すべて特権的な機密事項であり、ゲティングの従業員はそのように厳格に扱わなければなりません。知的財産権に関する紛争に関して、ゲティング OLC 以外の第三者とやり取りをする場合は、事前に知的財産・デジタル法務チームが確認し、承認する必要があります。

4.7 他人の IP

ゲティングは他者の知的財産を尊重することを約束します。ゲティングの従業員は、第三者の知的財産権を侵害しないよう、妥当な措置を講じるものとします。知的財産・デジタル法務チームと協議の上、研究開発、製品開発チームおよびマーケティングは、ゲティングの製品およびサービスを制限なく運営、製造、販売促進、販売、流通する自由を確保し、不利な法的問題やゲティングの評判の低下につながりかねない状況を回避するための適切な手段を文書化し、社内規定（製品開発指令など）に統合するものとします。

4.8 知的財産のグループ内ライセンス

製造や研究開発などの目的で知財を共有し、ゲティング社内で協力関係を確立・維持することは、グループ内のすべての当事者にとって利益となります。従って、書面による要請があれば、ゲティングの事業者は他のゲティングの事業者はその知的財産のライセンスを付与するものとします。但し、(i) 当該ライセンスがコーポレートガバナンスポリシーを含むがこれに限定されない、随時適用されるグローバルポリシーに沿ったものであり、(ii) ライセンサーとなるゲティングの事業者が属する BA の社長から書面による承認を得ていることを条件とします。特に、ライセンサーがどのような方法で、どのような目的で知的財産を使用することができるか、どのような地域を含

むか、ライセンスはいつまで適用されるかを含め、かかるライセンスの範囲は、当事者間で誠意をもって協議されるものとする。

さらに、グループ内ライセンス契約を締結する前に、依頼を受けたゲティンゲの事業は、知的財産・デジタル法務チームおよび法人税と相談し、協力しなければなりません。

5. 役割と責任

ゲティンゲの各社員は、このグローバルポリシーを読み、理解し、遵守する責任があります。ゲティンゲの管理者は、各チームのメンバーがこのグローバルポリシーと関連するすべてのゲティンゲの指令および指示にアクセスできるようにする責任があります。管理者はまた、本グローバル・ポリシーを遵守するために、適切な措置と管理が行われていることを確認する責任があります。

本グローバル・ポリシーに違反した場合、解雇を含む懲戒処分を受ける可能性があります。

6. グローバル・ポリシーに対する違反 - 声をあげよう

懸念を表明することをためらってはならない。このグローバルポリシーの違反が疑われるゲティンゲの社員は、ラインマネージャー、人事部、倫理・コンプライアンスオフィス、またはゲティンゲ・スピークアップ・ライン (Getinge Speak-Up Line) に報告し、問題を提起することが期待されています。スピーク・アップ・ラインは、ゲティンゲ社内および社外のウェブページでご利用いただけます。ゲティンゲでは、発言したり、懸念や意見を表明したりする人に対する報復は、いかなる形でも認めません。

さらに見る：スピークアップと非報復指導。

7. 指導と援助

本グローバルポリシーについてご質問がある場合、またはどのルールが適用されるか不明な場合は、知的財産・デジタル法務チームにお問い合わせください。

役立つリンク

- ゲティンゲ特許指令
- ゲティンゲ営業秘密
- ゲティンゲ著作権指令
- ゲティンゲ・ブランド&商標指令